

別表第2 (医師の診断をもとに保護者が記入する登所申出書が必要な感染症)

感染症名	感染しやすい期間	登所のめやす
溶連菌感染症	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後1日間	抗菌薬内服後24～48時間経過していること
マイコプラズマ肺炎	適切な抗菌薬治療を開始する前と開始後数日間	発熱や激しい咳が治まっていること
手足口病	手足や口腔内に水疱・潰瘍が発症した数日間	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
伝染性紅斑(りんご病)	発しん出現前の1週間	全身状態が良いこと
ウイルス性胃腸炎(ノロ、ロタウイルス等)	症状のある間と、症状消失後1週間(量は減少していくが数週間ウイルスを排出しているため注意が必要)	嘔吐、下痢等の症状が治まり、普段の食事がとれること
ヘルパンギーナ	急性期の数日間(便の中に1か月程度ウイルスを排出しているため注意が必要)	発熱や口腔内の水疱・潰瘍の影響がなく、普段の食事がとれること
RSウイルス感染症	呼吸器症状のある間	呼吸器症状が消失し、全身状態が良いこと
帯状疱疹しん	水疱を形成している間	すべての発しんが痂皮(かさぶた)化していること
突発性発しん	-	解熱し機嫌が良く全身状態が良いこと
伝染性膿痂疹(とびひ)	皮疹に浸出液がある間	皮疹が乾燥しているか湿潤部位が被覆できる程度のもの
細菌性胃腸炎(サルモネラ・カンピロバクター等)	-	症状により医師において感染のおそれがないと認められていること
その他医師が上記の感染症に類するものと認めたもの	-	症状により医師において感染のおそれがないと認められていること

備考 感染しやすい期間を明確に提示できない感染症については、(一)としている。